

議案第百二十七号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年九月二十四日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十五年九月二十四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中 「建設課
観光商工課」 を「観光土木課」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年十月一日から施行する。